

定住自立圏における成年後見制度利用促進法の中核機関の考え方について

国の想定する中核機関の機能

○中核機関に求められ、すでに定住自立圏で実施している機能

- ・ 広報機能
- ・ 相談機能
- ・ 市民後見人養成・支援
- ・ 法人後見支援

●中核機関に備えるべき機能

- ・ 受任者調整

<現状>家庭裁判所に一任している。

後見業務の内容に適した後見人を申立時に連絡→家裁の候補者リストにより推薦してもらう。

- ・ 後見人支援機能

<現状>家庭裁判所に相談など。(行政や社協で可能な部分は実施している)

任意後見人などの相談

報告書の書き方など親族後見人には困難な書類関係の相談

被後見人の法的な問題解決

被後見人の福祉的な問題解決

- ・ 不正防止機能

<現状>家庭裁判所に一任している

ケアマネジャーなどからの情報提供→家庭裁判所に通報

専門職団体との連携や家庭裁判所との連携が必要

◎定住自立圏で行っている事業を安定的に実施していく

現状の枠組みを維持しながら中核機関の機能を補っていく。

中核機関・計画については平成33年度までに整備することが目標。